

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和5年9月12日
招 集 年 月 日	令和5年9月25日
招 集 場 所	知立市役所3階 第2・第3会議室
参 集 時 間	午後13時59分、委員16名、事務局2名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：1 岡田めぐみ 2 永田治男 3 加古和市 4 毛受浩 5 杉原敬浩 6 石原國彦 7 鈴木和幸 8 近藤喜代治 11 岩堀秀治 12 高木芳夫 13 藤井公人 14 岡田均 推進委員：15 平澤信幸 16 岡田教孝 17 石川勝幸 18 小野山悦朗 計16名
事 務 局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝松原牧子 オブザーバー＝小栗朋広
欠 席 委 員	9 高村 昭広 10 成瀬廣美
開 会 時 間	午後2時14分 開会宣言 会 長：会長総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。 (午後2時14分)
日 程 第 一	議事録署名委員の指名 11 岩堀秀治 12 高木芳夫を指名します。(会長) (午後2時15分)
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 1 号 1 番、2 番	農地法第3条の規定による許可申請について 【議案第1号1番、2番について議案書をもとに一括説明】 会 長：議案説明について、補足説明をします。今回の案件は、土地利用に合わせて名義を整えるという案件です。ほぼ等価のものを当事者同士で交換するならば『交換』になりますが、AさんがあげてBさんへ、BさんのものをAさんの息子さんであるCさんにあげるので、今回は『贈与』というかたちになります。今回東側に分家住宅を建設することもあり、土地の名義を整える運びとなりました。それほど珍しいことではなく、よくあることです。それでは、意見がなければ採決に入りたいと思いますが、申請通り許可していいという、思われる方、挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：ありがとうございました。では全員一致で許可といたします。 (午後2時28分)

議案第2号1番、議案第3号2番	農地法第4条第1項の規定、農地法第5条第1項の規定による許可申請について 【議案第2号1番、議案第3号2番について議案書をもとに一括説明】 会 長：地元の委員の方向か補足等ございますか。 石川委員：なぜこんなことが今頃起こったかといいますと、すぐ西側に福祉施設が ございます。そこが、障害者のための農業支援の畑を作るということで 周辺の農地を購入しました。測量したところ、台帳と実際の土地が違う また自宅への進入路も不接合で、利用状況に応じてかえないといけない ということで、その周りを全部測量し直しました。台帳と実際の利用形 態は違うということで、正しいように、売買を経て今回きちんと精算す るということです。 会 長：改めて、議案第2号、オレンジのところが自宅への進入路ですね。 それから、議案第3号2番の青色のところが奥の42、40-2という 建物への進入道路です。現状は通路だけれど、昭和35年頃から登記簿 上は田のまま利用していたということです。それで今回、現状通りこの 議案第2号では、自己所有地の通路部分を4条で転用し、議案第3号で は、所有権売買で是正するという事で出てきた案件でございます。 それでは、事案についてご意見とかご質問ございましたらお願いしたい と思いますけど、どうですか。 委 員：(意見なし。) 会 長：なければこの案件について許可してよいと思われる方は挙手願います。 委 員：全員挙手 会 長：それでは、この二つの案件については、特に皆さん意見なしというこ とで申請通り許可することといたします。 (午後2時41分)
議案第3号1番	農地法第5条第1項の規定による許可申請について 【議案第3号1番について議案書をもとに一括説明】 会 長：地元の委員の方向か補足等ございますか。 藤井委員：譲受人が今工場作ってる時から、何か工場拡張の話があったけれども許 可が下りずに6年位農地の管理ができていない状況です。自分も隣で耕 作をしているので、ちゃんと管理をしてもらわないと困るんです。 会 長：雑草繁茂の箇所はどのようにしていますか。 事務局長：該当場所が雑種地か農地の場合で取り扱いは異なります。雑種地ならば 環境課が、農地ならば経済課が担当になります。現場を見て必要ならば、 農業委員会から所有者に是正勧告というかお願い通知を送りますので、 該当の場所等ありましたらご連絡をください。 会 長：では、藤井委員の意見を踏まえて、申請者へ雑草繁茂の通知を出す形に

	なろうかと思いますが、他問題ないということであれば、賛成の方、挙手をお願いいたします。 委員：全員挙手 会長：それでは、この案件については、特に皆さん意見なしということで申請通り許可することといたします。 (午後 2 時 5 1 分)
議案第 4 号	農業振興地域整備計画変更に係る協議について 【議案第 4 号 1 番について議案書をもとに説明】 石川委員：問題はないかと思いますが、西側の田圃と高低差が約 8 0 c m 弱あります。よって、その境界が崩れて隣の地主さんに迷惑かけることがないように調整をするのが一点と、排水を多分北側に通すと思いますが、申請した時に経路を確認したいと思います。 会長：他、何かありますか。 毛受委員：農振除外について、先ほどの 6 要件を満たしていれば分家住宅について面積の上限要件はないのですか。 事務局長：必要相当とみられる面積になりますが、一般的に 5 0 0 m²が目安です。 毛受委員：また、検討する農地の所有者は、何親等までとか取り決めがありますか。 事務局長：おばあさんさんぐらいまでは、確か当局に規定があるわけではなくて、慣例として、このぐらいだろうという感じです。 会長：他問題ないということであれば、賛成の方、挙手をお願いいたします。 委員：全員挙手 会長：それでは、この案件については原案通り許可いたします。 (午後 2 時 5 8 分)
議案第 5 号 1 番、 2 番	生産緑地に係る主たる従事者証明願について 【議案第 5 号 1 番、議案第 5 号 2 番について議案書をもとに一括説明】 岡田均委員：私の田んぼの横で日頃から一生懸命耕作をされています。昨日も午前中にちょっと畔の草刈をされていて、一生懸命されている人です。家族総出で尽力されているので問題ないと思われます。 会長：他意見がなければ、申請通り問題ないと思われる方、挙手をお願いいたします。 委員：全員挙手 会長：それでは、この案件については原案通り許可いたします。 (午後 3 時 0 5 分)
議案第 5 号 3 番	生産緑地に係る主たる従事者証明願について 【議案第 5 号 3 番について議案書をもとに説明】

	岡田均委員：私の田んぼの横で日頃から一生懸命耕作をされています。昨日も午前中にちょっと畔の草刈をされていて、耕作も一生懸命されている人です。家族総出で尽力されているので問題ないと思われます。 会 長：他意見がなければ、申請通り問題ないと思われる方、挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：それでは、この案件については原案通り許可いたします。 (午後 3 時 1 1 分)
議案第 6 号 1 番	生産緑地買取申出に係る農地のあっせん協力について 【議案第 6 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：あっせん協力ということでございますので、特に補足の説明ということではなくて、期日までにどなたかあれば期日までに事務局の方にご報告ください。 (午後 3 時 1 5 分)
議案第 6 号 2 番	生産緑地買取申出に係る農地のあっせん協力について 【議案第 6 号 2 番について議案書をもとに説明】 会 長：こちらについても、買取申出に係る農地のあっせん協力ということでございますので、地元の農業委員さん等々、協力できれば、期日までにご報告をお願いいたします。 (午後 3 時 1 9 分)
議案第 7 号 1 番	相続税納税猶予に関する適格者証明願について 【議案第 7 号 1 番について議案書をもとに説明】 岡田教委員：私の自宅の近くの田んぼとあとうちの田んぼの近くで稲作をされてるんですが、今回お母様が亡くなられた後のご主人、あと息子さんのご協力、きちんと耕作をして家族さんの管理もこまめに草刈をされてる姿をよく見ますので問題ないと思います。 会 長：他意見がなければ、申請通り問題ないと思われる方、挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：それでは、この案件については原案通り許可いたします。 (午後 3 時 2 5 分)
議案第 7 号 2 番	相続税納税猶予に関する適格者証明願について 【議案第 7 号 2 番について議案書をもとに説明】 岡田教委員：家族総出で結構大変な作業をやっているのは、私も拝見しております。問題ないかなと思いますけど、僕は皆さんで、よろしいですかね。 会 長：他意見がなければ、申請通り問題ないと思われる方、挙手をお願いいたします。

	委 員：全員挙手（※当案件に関連する農業委員を除く。） 会 長：それでは、この案件については原案通り許可いたします。 （午後３時３０分）
日 程 第 三 報 告 案 件 1 号 2 号 3 号	会 長：報告案件について、何かご意見ご質問等はありませんか。 委 員：（意見なし。） 会 長：それでは本日の議案書に基づく報告は以上といたします。 （午後３時３４分）
日 程 第 四 そ の 他	・活動状況報告について（事務局） ・行事予定について（事務局） 事務局長：先ほど議案第４号で、毛受委員から質問のあった何親等まで候補地を考慮するかという件につきまして、民法上の親族の範囲ということで、６親等以内の血族、３親等以内の姻族、これが分家住宅の親族の範囲になっています。ただ現実的には、皆さんおっしゃってた通り、大体おじ、祖父母ぐらいからの相続を見込んだ、分家住宅っていうのが一般的に多いのかなというところでございます。補足でした。 （午後３時３９分）
閉 会 時 間	午後３時４０分閉会宣言 会 長：農業委員会総会を閉会します。 （午後３時４０分）